



平成27年5月28日

各 位

会 社 名 株式会社セコニックホールディングス
代表者名 代表取締役社長 馬場 芳彦
(コード番号 7758 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 佐藤 重朗
(TEL 03-5433-3611)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成27年3月26日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、本年6月26日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレートガバナンスの一層の充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行います。

また平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするために、責任限定契約を締結できるようにする旨の規定を新設いたします。なお、責任限定契約に係る規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行います。

2. 日程

株主総会開催日 (予定) 平成27年6月26日 (金)

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日 (金)

3. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行通り)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 1 8 条 (条文省略)	第 5 条～第 1 8 条 (現行通り)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第 1 9 条 当社の取締役は、8 名以内とする。 (新 設)	第 1 9 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8 名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 2 0 条 取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	第 2 0 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)
(任期)	(任期)
第 2 1 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第 2 1 条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する最低限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">② 監査等委員全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 2 9 条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 3 0 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 3 1 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 3 2 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 3 3 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>第 3 4 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p><u>第35条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条～第36条 (現行通り)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第80回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</u></p>